

防府市栽培技術確認圃設置要綱

平成17年4月1日制定

(趣旨)

第1条 担い手（新規就農者、認定農業者等）が、有望作物や新品種の栽培、又新たな作業技術による栽培に意欲的に取り組むことで、今後の本市における産地形成に寄与すると認められる場合、栽培技術確認圃（以下「確認圃」という。）を設置する。

(設置基準)

第2条 確認圃の設置基準は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 確認内容は以下のいずれかとする。

- ア 新たな作物の栽培
- イ 新たな品種の栽培
- ウ 新たな作業技術による栽培
- エ その他市が必要と認めた内容

(2) 確認圃の実施期間は、最長3ヶ年とする。

(委託)

第3条 確認圃の設置は、市が山口農林事務所農業部（以下「農林事務所」という。）及び防府とくち農業協同組合（以下「農協」という。）と協議の上、適当と認められる担い手に委託するものとする。

(委託契約)

第4条 市は、委託する担い手と別紙委託契約書により委託契約を締結するものとする。

(指導)

第5条 確認圃設置の詳細については、市、農林事務所、農協等の指示及び指導に基づいて行なうものとする。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。